

議案第23号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正す  
る。

令和7年2月26日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

職員の仕事と育児、介護との両立を支援する観点から、子育て部分休暇の新設、子  
の看護休暇の取得事由及び時間外勤務を免除する職員の範囲の拡大並びに職員の介護  
両立支援制度を利用しやすい勤務環境整備を図る必要があるため、本案を提出するも  
のであります。

## 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の4の見出しを「(子どもの看護等休暇)」に改め、同条第1項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に、「次項」を「以下この項及び次項」に、「のため又は予防接種」を「、予防接種」に、「受けさせるため」を「受けさせるためもしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴う養育する子の世話をを行うこと又は養育する子の教育もしくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をすることのため」に改め、同条第2項及び第3項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第13条の4の次に次の3条を加える。

(子育て部分休暇)

第13条の5 任命権者は、9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の第3学年を終了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該職員の子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を減額する。

3 子育て部分休暇に関しその期間その他必要な事項は、任命権者が規程で定める。  
(介護についての申出があつた場合における措置等)

第13条の6 任命権者は、職員が配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方もしくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）

その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条の7 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようとするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第14条の4中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条の4に規定する子どもの看護等休暇、改正後の第13条の5に規定する子育て部分休暇及び改正後の第14条の4に規定する時間外勤務の免除に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(子どもの看護等休暇)	(子どもの看護休暇)	見出しの変更、用語の整備及び取得事由の拡大
第10条の4 子どもの看護等休暇は、12歳に達する日又は小学校の課程、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいづれか遅い日以後の最初の3月31日(ただし、15歳に達する日のいづれか遅い日以後の最初の3月31日を限度とする。)までの間にある子(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(以下の項及び次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかつたその子の世話をを行うことをいう。)のため又は予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められた場合の休暇とする。	第10条の4 子どもの看護休暇は、12歳に達する日又は小学校の課程、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいづれか遅い日以後の最初の3月31日(ただし、15歳に達する日のいづれか遅い日以後の最初の3月31日を限度とする。)までの間にある子(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかつたその子の世話をを行うことをいう。)のため又は予防接種もしくは健康診断を受けさせたため勤務しないことが相当であると認められた場合の休暇とする。	
2 子どもの看護等休暇は、1年度において、1日を単位として5日(養育する子が複数の場合には、10日)以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるとときは、1時間を単位として承認することができる。	2 子どもの看護休暇は、1年度において、1日を単位として5日(養育する子が複数の場合には、10日)以内で必要と認めると承認する。ただし、職務に支障がないと認めるとときは、1時間を単位として承認することができる。	用語の整備
3 任命権者は、子どもの看護等休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるとときは、証明書類の提出を求めることができる。	3 任命権者は、子どもの看護休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるとときは、証明書類の提出を求めることができる。	同上

### (子育て部分休暇)

第13条の5 任命権者は、9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の第3学年を終了した日のいづれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。)が当該職員の子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「子育て部分休暇」という。)を承認するものとする。

2 子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を減額する。

3 子育て部分休暇に関するその他の必要な事項は、任命権者が規程で定める。

(介護についての申出があつた場合における措置等)

第13条の6 任命権者は、職員が配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方もしくは2親等以内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第13条の7 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようするために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)

第14条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせない事由に基づかない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条の4に規定する子ど

勤務環境整備に関する措置の新設

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)  
第14条の4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するためには、公務運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせなければならぬ。ただし、災害その他避けれることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

ものの看護等休暇、改正後の第13条の5に規定する子育て部分休暇及び改正後の第14条の4に規定する時間外勤務の免除に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 24 号

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

# 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第42条第9項を同条第11項とし、同条第8項中「第1項本文」を「第1項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「第1項本文」を「第1項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者  
付則第3項中「市町村」を「市」に改める。

付則第5項中「第42条第1項本文」を「第42条第1項」に、「10年」を「15年」に改める。

（小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削り、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項第3号中「家庭的保育事業等」の次に「（居宅訪問型保育事業を除く。）」を加える。

付則第4項中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に、「10年」を「15年」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第1条）

改正条例	現行条例	備考
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	規定の整備
2 省略	2 省略	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供による相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 省略  
 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めると場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。  
 (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようになるための措置が講じられていること。

域型保育事業者については、この限りでない。  
 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供による相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 省略  
 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとあって、次の各号に掲げる要件の全てを満たさないと認めたときは、前項第2号の規定を適用しないこととする。  
 (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。  
 (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

域型保育事業者については、この限りでない。  
 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供による相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 省略  
 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとあって、次の各号に掲げる要件の全てを満たさないと認めたときは、前項第2号の規定を適用しないこととする。  
 (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。  
 (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

ること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内の保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行ふ場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めると場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととする。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
  - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお生じない。

保育内容支援連携施設の見直し

当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを行いう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合

場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合  
事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 省略  
7 省略  
8 省略

9 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者(うち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 省略  
付 則

代替保育に  
係る連携施  
設の見直し

項の繰下げ  
同上

規定の整備  
及び項の繰  
下げ

同上

事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者(うち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

項の繰下げ

		規定の整備
3 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	3 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	(連携施設に関する経過措置)
5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(連携施設に関する経過措置)
付 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	付 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	
小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条）	改正条例	現行条例
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)	第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行いう者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下のこの条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校

において行わられる教育をいう。以下この条において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

において行わられる教育をいう。以下この条において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 省略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めることときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

規定の整備

保育内容支援に係る連携施設の見直し

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 省略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めることは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

- ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。  
イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行ふ者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行ふ者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」といいう。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいづれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。  
ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間

代替保育に係る連携施設の見直し

でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されたいこと。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。  
5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等  
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 省略  
7 省略 (食事の提供の特例)

第16条 省略  
2 搬入施設は、次の各号に掲げるいづれかの施設とする。  
(1) 省略  
(2) 省略  
(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものに

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。  
5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等  
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 省略  
5 省略 (食事の提供の特例)  
第16条 省略  
2 搬入施設は、次の各号に掲げるいづれかの施設とする。  
(1) 省略  
(2) 省略  
(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものに

代替保育に係る連携施設の見直し

項目の繰下げ  
同上

4 省略  
5 省略 (食事の提供の特例)  
第16条 省略  
2 搬入施設は、次の各号に掲げるいづれかの施設とする。

(1) 省略  
(2) 省略  
(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものに

おいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。） を行う場合に限る。 )	(4) 省略 付 則 (連携施設に関する経過措置)	4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、 <u>第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日まで</u> の間、連携施設の確保をしないことができる。
---	---------------------------------	--

おいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。） を行う場合に限る。 )	(4) 省略 付 則 (連携施設に関する経過措置)	4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、 <u>第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日まで</u> の間、連携施設の確保をしないことができる。
規定の整備 において家庭的保育事業等を行う場合に限る。 )	(4) 省略 付 則 (連携施設に関する経過措置)	4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、 <u>第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日まで</u> の間、連携施設の確保をしないことができる。

規定の整備 において家庭的保育事業等を行う場合に限る。 )	(4) 省略 付 則 (連携施設に関する経過措置)	4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、 <u>第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日まで</u> の間、連携施設の確保をしないことができる。
----------------------------------	---------------------------------	--